

令和元年度 第4回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和元年11月27日（水）午後1時30分～
 ところ 犬山市役所 5階 委員会室
 出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、
 桑原委員、木村委員、吉田委員、原 委員、
 玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、
 宮本委員
 事務局 吉野健康福祉部長、河合保険年金課長
 水野保険年金課課長補佐、
 今峰保険年金課主査

◆議事

河合課長

天候はあまり良くありませんが、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから元年度第4回目になります犬山市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

はじめに会長からご挨拶いただきたいと思います。

久世会長

みなさん、こんにちは。お忙しい中、いつもありがとうございます。

今日は、足元も悪く、しかも少し冷えてきたということで、風邪も流行ってきているということですので、皆様も体調にはお気をつけいただきたいと思います。

今回は、4回目の今年度国民健康保険の運営協議会ですけれども、佳境に入ってきておまして、いよいよ次回辺りで税率の改定を決めて答申をしていくという流れになります。今日はその前段階の議論をしっかりしたいなということで、特に税率を据え置きなのか上げるのか、若しくは下げるという選択肢もないことはないですけれども、そういった議論をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

河合課長

はい。ありがとうございました。

本日の出席者ですが、ご覧のように原委員が遅れていらっしゃいますが、規則第5条の会議の成立要件は満たしております。

—資料の確認—

それでは、会議に入らせていただきたいと思います。議長は規則第3条により会長が務めることになっておりますので、引き続き久世会長、よろしくお願ひいたします。

久世会長

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を私から指名させていただきます。被保険者代表の榊原委員さん、お願いします。保険医・薬剤師代表の桑原先生にお願いしたいと思います。

それから、丸山委員が去る11月18日に国保連合会の「会長研修」に私の代理として出席していただきましたので、報告をお願いします。

丸山委員

はい。11月18日に名古屋のメルパルクで、ビーチバレーで有名な浅尾美和さんのお話を聞きました。スポーツ選手の時の裏話みたいな楽しい話から、健康に関する話。「スポーツは健康管理が第一だ」と。最高のパフォーマンスを出すために常に最大に意識しているということで、特に浅尾選手が注意していることは、食事だということで、家庭菜園をしながら、野菜が嫌いな子どもたちも家庭でやると子どもが野菜に興味を持って、好きになってくれるというようなこと、家庭で食育をしているというようなお話がありました。健康についての話というよりは、どちらかというと裏話のような話が多かったのですが、今は、美容師の方と結婚され、お子さんが2人いて、可児市に住んでみえるというお話を聞かせていただきました。以上です。ありがとうございました。

久世会長

では、議事に移ります。議題1「愛知県の剰余金の取扱いについて」から始めます。先回、岡委員から県の姿勢について確認するよう、事務局に要望いたしましたので、まず報告をお願いします。

事務局

はい、では、「愛知県の剰余金の取扱いについて」、資料1によって報告させていただきます。

まず、剰余金の取扱いについては、「県が75億の剰余金を3年かけて清算していく」という方針を打ち出しました。それに対して、この運営協議会からの意見もあり、犬山市としては「一括清算」を要望していました。その後、県で行われた検討会議の中で、この要望は意見として取り上げはされましたが、結局、3年間で清算していくことに決定しています。これに関して、前回、岡委員から、その剰余金について、「県は基金に積み立てるのか、繰越金として計上していくのか予算上の取扱いについて、確認するように」というものでありました。県からの回答では、「今年度については、繰越金として処理していく」ということでした。「ただし、将来的には、新たに基金を創設・設立していくことも視野に入れている」という回答を得ています。

なお、「会計上、問題があるのではないか」というご指摘については、この資料の下に自治法の抜粋を載せてありますが、平成30年度として全ての歳入歳出を決算しているため、総計予算主義、いわゆる単年度予算主義を実行していることとなります。また、剰余金の処分についても、今回、剰余金が75億と確定しましたので、剰余金の金額を令和元年度、今年度の補正予算で歳入すれば、会計上、問題はないということになります。以上です。

久世会長

では、岡委員、何かありましたら。

岡委員

予算の単年度主義に3分の1しか翌年度予算に繰り越さない、3分の2は繰り越さないということが、どうしてこの210条に抵触しないのかということが、わかりませんが、3分の2は繰り越しをしないで、持ったままで基金にも編入しないという中で、「議会の議決によって基金に編入することができる」ということが書いてありますが、議会の議決は県議会か何かで一定の処理をするのかもわかりませんが、

河合課長

こちらの説明が悪かったらごめんなさい。まず、今、75億円、余剰があります。この去年の剰余金75億円を全て、今年度の予算に繰り越します。ですから一部を

どこにも、宙に浮いた形にするという意味ではありません。とりあえず余った75億円は全て今年度の繰越金に上がります。

久世会長 予算としては、今年度は決まっています、決算で確定したということですか。

河合課長 そうです。それで、去年の決算で確定したものが75億円ですから、それを全て、どこかのタイミングの補正で75億円がきっちり計上されますので、総計予算主義には抵触をしない。その75億円の内のどれを今年の納付金を減額するために使おうかという話ですので、その決定が3分の1になりましたので25億円ほど今回は使って、あとの50億円は、余る形になりますので、翌年度に繰り越し、また3分の1を使うという手法であるという形です。

久世会長 今年度3分の2を繰越金として計上して、来年にその分をそっくり編入されるということがその繰越金の扱いで、基金というのは、その枠から外れて、来年度の歳入には入れずにとっておくということ。その違いだということですね。

河合課長 そうです。基本的には来年度の歳入に繰り越すのが一般的であって、基金は条例に書いてあるので、逆に「議決を頂かないと積み立てることができない」という解釈になって、国保の場合は、条例を作らせていただいているので、基金のほうに入れさせていただくことができているということになります。

岡委員 はい、わかりました。

玉置委員 はい、今の点で、3年ということになると、1年目は25億。2年目も多分25億。でも2年目の時には、多分、今年度も余剰金が出てくる、そうすると、そこに加わるわけです。その辺りの透明性をやはり持つておかないと、またその翌年にも積み残しがあると、3回分の余剰金という形で。そうすると、多分アップ率がかなり下がっていくのかなという想像はできますが、その辺りをもう少し県に、単年度主義のことは、よくわかりますが、翌年の積み残しの部分、余剰金の部分をどうしていくのか。ずっと永遠にそういう会計でやっていくのか。「基金を視野に入れて」というような表現はしていますが、例えば、こういう積み方がなかなかわかりにくくなっていくので、来年度には基金を作ってやるのかというところをもう少し突っ込んで聞いていただくほうが、我々も例えば市民の皆さんに説明する時に、説明しづらいです。ですから「来年になったら基金ができて、そちらのほうで積み立てることによって、しっかり管理をしていきます。」というのが、見え方がいいのかな、というふうにも思いますが、どうですか。

河合課長 今、わかりやすい説明ということがありましたが、基金に積んだら積んだで、また「そのうちのどれだけを使う」というような操作も出てくるので、「三分割して、常に1年ずらしたものをきっちり表にして、それは必ず還元していくんだ」というほうが公平かも知れないので、少しよく考えてから、そういうことを県に言うべきことは言っていきたいと思います。

玉置委員 そうすると、今年は25億だけれど、来年は同じ額が回ってくれば50億になるわけです。その翌年は75億になるわけです。そういうことになると、広域化で上が

った部分というのは、もう一度戻すのか、下がるのか、というところになってくるので、余剰金が貯まっていってしまうということになると。本当にこの広域化で、最初に市民の皆さんに負担を強いると言っていたことが、説明できなくなってくるのではないのかなという気がしていました。余剰金が出てくれば、どんどん積み上がっていくわけです。そういう話になっていくと。片方で取るほうは上がっていく。だけど余剰金は余っていくということにならないのかなという心配をしています。

事務局

ただ、単年度で出た余剰金については、必ず3年間で清算するという形になっているので、その部分がはっきり決算として見えてくるような形でしてもらえれば、余剰金がどんどん増えていくということはありませんので、「そこが見えるような形でしてください」ということは県のほうに申し入れをしていくつもりです。

逆に、基金にしても基金に積んでいくのであれば、犬山市が今までやっていた繰越金と同じで、もういつの分かが全く見えてこないもので、単年度できちっと清算した方が、犬山市の国保特会と違って、県の国保特会は保健事業などの事業をやっていないので、医療給付に対しての事業納付金とか交付金だけで、金額の動きがはっきりわかりますので、そのほうがいいかと思います。

玉置委員

僕が心配しているのは、市民の皆さんに「6パーセントずつ上がっていきますよ」と今、説明をしているわけです。「犬山市が安かったので、ある一定のラインまで上げていかなければいけないよ」と言っていますが、片方では余剰金が出てきて、実は徴収する時に「いやいや、元の金額と同じですよ」とか、「下がりますよ」という説明がしづらくなるのではないかなということです。仮定の話です。余剰金が、今の25億円ですとこういう形で残っていったときに、本当に説明ができるのかなという。

事務局

まだ今の段階では、実際に納めてもらうべき金額までに20パーセントほど到達していないので、まだ上げないといけないところの上限巾のところまでは、毎年度その辺りを運協の中で検討し、増税率の調整をしているということで納得していただけるのではないかと思いますけれども。

久世会長

要するに愛知県の繰越金の管理の仕方だと思いますが、「どんどん積み増していったら、その分、市民の負担が増えるようではいかん」というご指摘だと思います。ですから県の方針として、繰越金は、「この一定レベルまでは欲しいけれども、それ以上は還付しますよ」ということが見えていけば問題ないですが、「そういうものがあるのか」ということだと思います。

事務局

まだ上限額というところまで議論がいきませんが、今、そういうご意見を頂きましたので、その辺りも併せて、きちっと見えるようにすることと、犬山市の場合も基金を2億円は残しておくという考えを持っていますが、県にも、犬山市と同じように上限額を決めていただくという形で要望していきたいと思っています。

久世会長

そのしくみは誰が決めているのですか。これはちゃんと議員さんたちが議決しているとか、要望をしていると言って、市から代表者が行って、各市町の代表がい

て、そこで多数決などで、ちゃんと決めているのか。誰がどうやって決めているのか、そのしくみを知りたいです。

河合課長

はい。法で定められた県内の市町村の代表者による国保運営方針連携会義がありまして、そこが決定機関になりまして、それを県の運営協議会に諮って了承をいただいているという形になると思います。

久世会長

市の代表者は、誰が出ていますか。

河合課長

人口規模に応じて、だいたい3分の1の保険者が出ていまして、残念ながら犬山市は入っていませんが、近辺では小牧市が入っております。

久世会長

全市町村が入っているわけではないですね。

河合課長

はい、ですが、今回のこの事例のように全ての市町村にアンケートや意向調査は来ますので、意見は申し上げます。最終的にはその会議で決定がされます。

久世会長

はい、了解しました。

では、次の議題へ。「応益応能割合について」に移ります。前回から議論をしていることですが、これも岡議員から要望のあった資料を事務局に作ってもらっておりますので、まず説明を求めたいと思います。

事務局

はい。資料2になります。応益応能のシミュレーションについて岡委員より要望がありました所得に対する保険税の負担割合を加えた形になります。資料2の一番右側が「今より応能比率を高めた場合」になります。上段が一人世帯。下段が二人世帯になります。一人世帯の2割軽減世帯を除いて、一人世帯、二人世帯共に軽減がかかる世帯で、現行より年間税額が下がるので、所得に占める保険税の負担割合も下がります。一人世帯でも、二人世帯でも軽減がかかる所得の境目の世帯で、保険税の総所得に対する負担割合が高く、一番高いのは、総所得100万円の二人の世帯で、所得の15.7パーセント近くを占めることになります。なお、7割、5割の軽減がかかる低所得者世帯においては、総所得200万円以上の中間所得世帯より、保険税の総所得に対する負担割合は、より低い負担割合になります。この表には記載してありませんが、割合でなくて、負担増の金額をみると、200万の総所得の一人世帯では、年間税額が235,800円。現行でいくと219,500円。差額が16,300円で、7.4パーセントの増です。それ以上の中間所得の世帯では、この差額が10パーセント以上の負担増となってきます。二人世帯では、総所得200万から400万の世帯で、約2~8パーセントの増額。それ以上の中間所得の世帯では10パーセント以上の負担増額となります。このように応益応能割合を変えると低所得世帯にとっては、負担額、負担割合は軽減されますが、軽減がかからない境目付近の総所得100万、200万の世帯の負担が一番大きく、それ以上の中間所得世帯にとっても10パーセントを超えるような大きな負担増額となってきます。ともあれ、幾らかは増額をしていかないといけない現状で、低所得者の軽減を行うとなると、それ以外の被保険者で、増税分と、今の軽減分を負担しなくてはいけなくなるので、均等、平等割額を下げ、低所得者世帯の保険税額を下げるのではなくて、所得割額の税率を

上げるだけで、応益応能比率は応能側へ傾いていくので、結果として低所得者の保険税の負担割合が下がるという方向でご検討いただければいいのかなと思います。

併せて、もう一つ岡委員からの宿題をとなっていました「子どもの均等割減免を実施した場合の影響額」についてですが、その次に参考資料として付けてあります。ご覧いただけますでしょうか。令和元年10月現在ですが、18歳以下の被保険者は、(2)のところにありますが、1,107人です。この1,107人分を減免しようとする、金額としては医療分と後期高齢者支援分の均等割額の28,320円に1,107人かけた(3)減免額の計算に載っている3,135万円が必要となってきます。現在、国保税としては14から15億円の課税が必要な中、令和5年度の目標として、今より20パーセント以上の増税を目指している今、この3,000万円という金額は、国保税の約2パーセントにあたり、減免を実施するためには、この部分を更に工面する方法も考えていかなければならないということになりますので、この2つ、応益応能と減免についてあわせて、ご議論いただければと思います。

久世会長

はい。まず、応益応能の割合について、岡委員からのご指摘でしたので、何かあれば。

岡委員

はい。現行が4.5対5.5という設定で、臨みましたが、結果としてはそうなくなってなくて、4.7か4.8と5.2か5.3という数字になっている状況だと聞きましたが、当初の設定の4.5対5.5に是正するだけでも、能力に応じて支払うほうをもう少し増やすということができるのではないかなとは考えていますが、その辺りの事務局の見解はどういうふうですか。

河合課長

この間からお話していたものが、今、医療分と後期支援分と介護分の3つに実際には保険税は分かれています。そのうちの医療分は限度額が非常に高いので、ほぼ、この理念どおり4.5対5.5くらいになっています。ただ、後期支援分と介護分は限度額が低いので、理念的には同じになっても頭打ちが低いということがありますので、応能でいただける分が少ないものですから、結果として応能分がこちらで下がりますので、全部の保険税を均して比率を見ると、実際には応能の部分が5.5には達していない。今、おっしゃられた通り、5.3から5.4くらいになっているということは事実です。この間は詳しく申し上げられませんでした。この応益応能割合は軽減をする前ですので、実際に低所得者の方の軽減分を差し引いて、もう一度、計算をし直すと、ほぼ4対6になっていますので、応能のほうが、低所得者の方の均等割合を全部除いてしまうと4対6に近い数字になっているということになっております。

久世会長

はい。要は現状としては4.7 対 5.3に近い状態。それに軽減を加えると4対6という状態だということです。分かりづらいと言えば分かりづらいですね。

では、どうするかということですが。

現状として、全部軽減分も入れると4.5対5.5ではなくて、4対6になっていると。むしろ現行の4.5 対 5.5 が適切であれば、現年度を加味して逆に「応益のほうを増やすべきではないか」という話にもなってきてしまうわけですね。

河合課長

県が今、言っている「4.5対5.5」は、軽減前で言っていますので、今の会長のような言い方もありますが、県としてはそういう想定ではなくて、この状態の軽減前で「4.5対5.5」くらいが、特に医療分で適正だろうと。県の標準を見てみましたが、全体で均すと、やはり5.5には達していないので、医療分についてはだいたいそうなっているということで、青天井ならいいですが、限度額がありますので、どうしても所得は削られてしまうというところではあります。

久世会長

では、軽減分を含めた考え方として、これ以上応能割を増やしていくと中間所得帯に負担が更に荷重にかかっていくということになるわけです。それをやる必要があるかどうか、ということをご議論したいと思います。

岡委員

基本的には僕はやはり応能を重視した、やはり能力に応じて上がっていただくということが他の医療保険制度との整合性もありますので、基本的にはその流れは堅持すべきではないかと思っています。分かりづらいということは分かりづらくいけれども。方向とすれば、それは堅持していくべきだという思いはあります。

玉置委員

今の二世帯の100万の所得のところの15.69パーセントというところの数字を見て、現状、一番辛いところです。所得もそんなに多くなく、負担も率からいくと大きいというところで、一番、やはり100万、200万の世帯の人たちが、現状でも辛い生活をしている中で、この負担割合を考えると、こういうところはもう少し加味してあげる必要があるのかなと、今数字だけを捉えるとします。パートさんとか、派遣社員さんとか年間総所得が200万円という人が結構いるということですので、その方たちの今の負担が結構、大きいなという感じを受けるので、そこはどうなのかな。これ以上、上げてしまうときついのかなということですね。

久世会長

議論していく上では、応能を上げるのか、現状維持なのか、若しくは下げるのかという3択だと思います。そのうちどれを選びましょうかということですね。

岡委員は、低所得者への配慮が必要だと。玉置委員は、100万、200万の中間所得者の負担もかなり重くなっているのだから、あまり応能を増やすべきではないというご意見だということですね。

丸山委員

どこの立場に立つかによって変わってくるので、すごく難しい問題だと思います。自分は子育て世代としていうなら、変えなくていいのではないかと思います。

岡委員

この負担割合が、200万と100万が境になっているのかな。例えば、二世帯で100万のところだと、現行に対して、応能を増やしたほうが減っていますが、あと200万からは上がっているというのが、どうしても腑に落ちません。

河合課長

難しいですが、「軽減がかかる」というのが一定の所得プラス入っている人数によりますので、その太線の部分もズレます。作っていないので申し訳ありませんが、これが例えば4人などになると所得はかなり上がります。2割軽減がかかる人々は200万ぐらいの所までズレてきます。取り留めもなくすみませんが、7割軽減の方は所得がない。ゼロなので固定ですが、5割、2割の方も幾ばくかは所得がありますので、均等割は軽減されるが、所得の自分が持っている分については、

やはり応能部分も上がってしまうので、その両方が相殺されますが、これだと応能の割合をかなり高めているので、7割軽減の本当に低所得の方以外は上がってしまっているという現状になっています。多分不審に思われていらっしゃると思いますけれども、そういうからくりになっていると思います。ですから、制度設計はこうなのですが、非常に難しいです。

久世会長

例えば社会保険の健康保険の場合で、会社が半分負担しますが、その場合よりは高いのか。この100万以上の世帯というのは、だいたい高くなるのですか。そういうことはわかりますか。

河合課長

一応、調べました。まず軽減がかかると、社会保険より国保のほうが安いです。少し軽減を外れてしまうと、今、会長がおっしゃった通り、折半していますから、所得の応分になった部分は社会保険のほうが安くなる。

久世会長

ということは、やはり軽減世帯は、今は社会保険に比べて安い。それ以外の軽減がかからないところに過重に負担がかかっていると。社会保険基準に考えた時ですが。

河合課長

社会保険との比較という面ではそういうことは言えると思います。

久世会長

これは今日、決めたほうがいいですか。

河合課長

税率をこの後に協議いただくものですから、その時に応益応能比率が決まっていなくて、税額が試算できず、税率をご提示できないので、今のような、メリット・デメリットや、難しい部分も十分わかったと思いますので、税率改定の議論をしていただく中で、一定の結論を持ってきていただけると大変助かります。

岡委員

今日の議論を踏まえた上で、税率改定の時にどこをどうするのかということ、具体的に数字を確定していくということでもいいのではないかと思いますけれども。

宮本委員

この割合は、4.5対5.5とか5対5というのは、0.5ずつしか動かせないのですか。

河合課長

岡委員から先回、「6対4というものを作って」というご要望があったので、そうしました。多分、0.1ごとに作ってもあまり変化が出ないので、これだけでも「良くわからない」とおっしゃっているので、「コンマ5ぐらいずらしたらどうなる」ということで、資料を作成しています。

宮本委員

4対6とか仮に極端に上げると、上のほうが基本、多い世帯とはいえ、下の方からすると10万近く上がっている世帯もある状況で、そういった方にどう説明するのか、ということもあって、うちも保険料をいっきに8.2から9パーセントに上げたりしたこともあります。その時もものすごい反感があったという現状があって、やはり0点何パーセントとはいえ、保険料にするとものすごい金額になるので、上げるのであれば、徐々に、徐々に。限度はここで、何年後にはここで固定するとか、そういった案を出して、徐々に0.1ずつでもずらしていければ、了解を

得られたりするのかな、とは思いますが。一気に上げるとなると、やはりそういう説明をしなければ、低所得者の軽減をするためとはいえ、納得ができないのかなと上位所得者の人からいうとあるのかなと思います。

久世会長

では、税率改定の時にまた最終的に結論を決めていきたいと思います。

久世会長

では、3の「県が発表した納付金仮算定金額について」、事務局から報告してもらいます。

事務局

はい。資料3を使って、愛知県が発表した令和2年度の納付金の仮算定結果について報告します。この表は、県に各市町が報告した「事業報告資料」や国からの係数を基に算定した「犬山市の国保事業費納付金算定情報リスト」を基に必要な部分を抜き出して転記したものになります。結論からいいますと、令和2年度の事業納付金額については、この表の真ん中「本年度（令和2年用）仮算定結果」の⑭「県への納付金総合計」の所にありますが、1,865,677,394円になります。この金額は、隣の令和元年（今年度）より少し減少しています。しかし、この算定には、平成30年度の剰余金の75億円の内、25億円分が県全体の必要額から差し引かれた算定結果となっています。この25億円の減額分は、犬山市の被保険者一人当たりになると約1,700円に該当してきます。この表にありますように、令和2年度の被保険者数が、推計で14,519人ということなので、一人当たりの納付金額は128,499円となっていますが、先ほどの1,700円を加えると、令和2年度の本来的な一人当たりの納付金負担額は、130,199円となり、令和元年が128,281円、ここには掲載してありませんが、平成30年度が124,375円でしたので、一人当たりの納付金額は少しずつ増加している状況にあります。先ほど言いましたが、納付金の総額については、30年、31年、来年と減少していますけれども、一人当たりにはますます上昇しているという結果になっています。

この表に引き続いて、資料4のほうで、前回の会議で予習をしました様式を用いまして、犬山市が愛知県へ事業納付金を支払うためには、いくら国保税を課税しないといけないかを計算しています。先ほどの県の仮算定による提示額が1,865,677,394円ということを説明しました。この金額が資料4の表の一番上の欄に入っています。この金額は医療費を支払うために県に納付する金額であり、犬山市の国民健康保険を運営するためには、犬山市が行う保健事業を賄わないといけないので、その分の歳入歳出を加減算する必要があります。まず納付金に加算するものとして、②がん検診助成、⑥特定検診などの保健事業費、③の出産、④の葬祭といった給付事業、⑤の医療費通知などの事務費、これらを加算します。金額は令和2年度の予算額がここには入っています。逆に、減算するものとして、⑦中間所得者の負担軽減のための基盤安定、⑧保険者努力支援制度、⑨特定健診に対する補助金・交付金といったもの、⑩は滞納分、現年で納められなかった国保税が翌年度以降に入ってくる滞納分の保険税。⑪、⑫、⑬については、一般会計からの法定・法定外の繰入金となり、こちらも令和2年度の予算額が入っていますが、この分を減算した ⑭の一番右側の1,625,879,987円が保険税としての収納必要額となってきます。この金額を収納しなければいけません。課税した分が全額収納できればいいですが、滞納する方もみえますので、収納率の94パーセントで割り

戻しています。そうしますと1,729,659,563円の課税が必要ということになります。最後にこの金額から基盤安定繰入金として7割、5割、2割の保険税軽減分については補てんがされますので、その金額を差し引いた最後⑩の1,549,975,979円が最終的に実際に課税すべき金額になってくるということになります。

河合課長

引き続きまして、資料5です。今、犬山市として課税すべき額が約15億5,000万円だということになりましたので、資料5でございます。太枠の令和2年のところを見ていただきたいのですが、本来の必要額を15億5,000万円というふうに置かせていただいています。被保険者数の減少もあります、とりあえず固定値ということで令和5年までこの金額は必要であろうというふうにさせていただいています。令和5年までに15億5,000万円の課税になんとか到達をしたいということで、先ほどの話からいっても一気に上げるわけには参りませんので、基金などを使いながら徐々に上げていくということで、②の課税総額が令和2年、3年、4年、5年と段々上げていって、最後は15億5,000万円に達するように作ってあります。そこからいきますと、だいたい1年当たりの上げ幅は5パーセントほどという形になっているということで、一番右が基金などで補てんをしていく額です。机上の計算ではありますが、今年を含めて5年間で6億8,600万円ばかり使う形になるということです。下段はほとんど変わりませんが、極力2、3、4、5年の上げ幅をコンマまでできるだけ均等にさせていただきますと、4.8パーセントぐらいの増となるのかなというところがございますので、いずれにしても太枠の令和2年につきましては、だいたい4.8パーセントから5パーセントぐらいの総額での増税をお願いしたいというのが事務局としての案でございます。

先ほどお話があったので、最後までやってしまいますけれども、それを踏まえて、資料6で今の5パーセントと4.8パーセントを増税するためにどれぐらいの税率になるのか、ということ計算してみました。先ほどからお話をしている通り、若干、全体としてまだ応能が5.5に達していないというところから、先ほどの提案どおり、試しに所得割だけを挙げさせていただいて、この金額を確保すると、だいたいこれぐらい上げないといけないということでございます。全体の総合計を見て頂いて、所得だけで、0.84パーセント上げるという形でほぼ5パーセント増が達成できるということでございます。

これからの議論のために、資料7は、先ほどの岡委員の応益応能割の表が意外に良いなと思ったので、今回、現行税率と5パーセントを試しに改定をした場合、改定後の変化として税額が幾ら上昇するかと、上昇率と、先ほどの所得割合がどのように増減するかというものを一人、二人に加えまして、この間、丸山委員のほうから、「数は少ないですが、4人ぐらいはどうなの」というお話もありましたので、4人世帯まで作らせていただいています。ただし、一人世帯が世帯全体の約6割、二人世帯が3割ですので、この二つでだいたい9割を占めていまして、ちなみに4人世帯は全体の2.5パーセントぐらいいらっしゃるということで、参考に書かせていただいています。それから世帯割合というものが左から3番目にありますが、これはまた一人世帯の中の所得階層が何パーセントぐらい居るかという表になっています。これを基に「何パーセントで、こういうものだとどうなる」という時にこの表を使ってみなさんにご議論いただければと思って負担率の変化として示させていただいています。説明は以上になります。

久世会長

はい。かなり難しい説明だと思いますが、今の説明で普通にいくと、だいたい4.8パーセントから5パーセントぐらいの増税が普通だという事務局の試算ということです。ただここには市からの法定外繰入というところは加味されていないということですね。

河合課長

はい。この間からお話をしていますように、現状で法定外を入れて我々が良いと思っているものは、もう堅持をしているという前提で作らせていただいておりますので、先ほどの減算の中に織り込みで引き算はさせていただいています。それ以上に「保険税を下げるために入れる」という考え方は取っていません。

岡委員

少し情報確認させてほしいのですが、今の法定外繰入をやった場合に国がペナルティを持ち出してきているという風な情報を得ています。それを確認したいのですが。

河合課長

はい。保険者努力支援制度というものがあまして、これまでは収納率が良かったり、保健事業をちゃんとやっていると「飴と鞭」の「飴」です。我々のほうに県を通じてですが、国からお金があるというしくみがあって、「収納率が何パーセント以上だと何点」という成績表を付けて、それに対してお金がいただけるというものがあ、その中に「保険税を過剰に下げのために、法定外を入れているところについてはマイナス点を付ける」ということを言い出したという情報が入っています。市ばかりでなく県も、ちゃんと指導できていないと、県全体として減額ですので、納付金全額がまた上がってしまいうということ、国はかなり攻勢を強めてきているのかなというところですよ。

久世会長

この間の話で、法定外ですが、「赤字補てんはいけないよ」と。だけど赤字補てん以外の理由があるところはお咎めなしという、その理由については、分析はできたのでしょうか。前回もそういう話があったと思うのですが。他の市町がどういう理屈で入れているのか。実態としては今、半分以上の自治体がそういう繰入をやっているということでしたので。どういう理由でやっているのでしょうか。

河合課長

はい。犬山がやっている一番ポピュラーなものは保健事業に対して繰り入れるもの。それからこの間「内容が難しい」とおっしゃっていましたが、これまでの国の補助金が子ども医療などをやっているためにペナルティとして減額されている分、これについては、非常にポピュラーで、だいたいの市町がやっていると思います。その他はすみません。まだ個別に非常にユニークなものがあるかは、把握できていません。

久世会長

そこが僕はポイントだと思っているのですが、現状で犬山市が愛知県の中では一般会計から国保特会にくれているお金が少ない方です。多分、「国からのペナルティがあるから、これからは厳しいよ」という流れにはなっていますが、ただ実態としては他の市町は結構やらざるを得ない状況だということなので、まずその理由をしっかりと調べないと犬山市民にとっては「よその町に住んだほうが得だ」ということになってしまうので、そこをしっかりと確認しておきたいなというところですよ。

- 岡委員 参考資料で作ってもらいました。子どもの均等割りの減免。これが全額減免のところもありますし、一宮は半額減免ということでもありますけれども、例えば、たとえ2割減免でも、減免した金額を法定外繰入で、市がこの分の600万ほどを加入者全員に被せるのではなくて、市がこの部分は持つという考え方をしているのかどうかということは確認していませんか。
- 河合課長 はい。今、出ました一宮には、一度聞いたことがありまして、「こういう金額は繰入れているのですか」とお尋ねしましたが、残念ながら「それはやっていない」ということですので、皆さんの保険税の中でシェアをしているというふうに聞いています。ただ、国保の枠内では難しいと思いますが、「子育ての支援」という観点から何等かの措置をしているところはあるそうだな、子育て基金のようなものを作って、国保とは別の枠で何かの補助をしているようなところがあるかも知れないなというふうに思っています。それが、国保の均等割りを下げるために使えるのかは、まだ研究していません
- 久世会長 現金給付とかですか。
- 河合課長 そうですね。ただ国保の中でやっている所があるかは少しまだわからないです。
- 久世会長 子どもさんに対しては別の方法で給付するという手段もないことはない。税率を維持するという。そのほうがむしろお得感はあるのかも知れないです。わかりやすくはなるので。
- 河合課長 不公平感や「国保の人だけ」ということが一般的にはありますので、今、議論しているような保険制度の矛盾があるということは一般的にはなかなかわかりにくいものですから、子育て支援の一環として給付しているところはあると思います。
- 玉置委員 資料5のシミュレーションで、平成30年から令和5年まで見て、27.9パーセントの上昇ということで、当初は30パーセントぐらいと言っていたので、ほぼこのような数字になったのかな、と。昨年据え置きで、今年度からずっと改定して行って、年率で4.8パーセントずつ上がっていくという試算表になっていると思いますが、先ほど言っていた25億円、県が余ったという部分は、ここには入っていないですよ。
- 河合課長 25億円は、結論から言うと、入っています。ですから、先ほど説明しましたが、今年、一人当たりの納付金があまり上がっていません。本当だったら、医療費の分ぐらいは上がりますので、一人当たり1,700円分ぐらい、25億円入れることによって、下がっています。ですから、先を言っははいけません、もし最初におっしゃっていたとおり、全部、3年分入れていけばもっと下がったという形になります。
- 玉置委員 あくまでも仮定として、残り50億円は入っていない状況での年4.8パーセントぐらいずつということになるので、これは来年になってみないとまだわかりませ

んが、正直なところ、今年度の決算によって、この4.8というものは崩れてきますよね。

河合課長

そうですね。ただ、思ったほどは今回も変わらなくて、今のご質問で、想定で75億円全部入れていたら、もっと下げられるのかという話が多分出ると思ったので、試しましたが、この必要額の15億5,000万円が15億円ぐらいになります。5,000万円ぐらい下がりますが、今年使ってしまうというだけなので、来年はまた15億5,000万円がいるということになりますから、全体の流れの中で5,000万円だけ減りますので、均すと0.1パーセントか0.2パーセントぐらいは、今よりは減少できます。ただ、今年だけだよ、ということで令和2年は減らして、3年度以降は5パーセントでいくというようなことであれば、1パーセントぐらいは減らすことができます。多分令和2年は4パーセントで行くが、3年度以降は—これは今回の特別に75億円を入れたということだけで、3年度以降は、15億5,000万でいくと、5パーセント、5パーセント、5パーセント上げていくということになり、来年のことはわかりませんが、今の固定値だとざっくり計算するとそれぐらいになります。

久世会長

単純な話、今年度は税率を据え置いて、上げなかったわけです。その分が、この後の年度の上昇分に乗っているということですか。

河合課長

はい。乗っていますが、あまり変わっていないということは、その分、本当は下がったんだと思います。

久世会長

そこなんです。本当だったら去年は6パーセント上げないと大変だ、大変だと言っていたけれど、でも「様子をみよう」と言って、上げなかったわけです。だけど6パーセントではなくて、今回、減っているわけです。ということは、その分、どこかから入っているというからくりになっているわけで、もしかしたら来年度も据え置いて、その次の年度を見てみたら、上げるシミュレーションが変わっていないという可能性も無きにしも非ずだと思います。ですから、「据え置いて様子を見る」という評価をちゃんとしなければいけないと思います。「今年度様子を見た結果、どうなったか」と。これから上げていかなければいけない分が、むしろ下がっているというのは、「では何故か」ということはしっかり、把握しなければいけないと思います。

河合課長

はい。難しいのは、被保険者が減っているんで、その影響が見えていない。据え置いたことによって、平成30年度、最初の年の決算が、ほぼ近いものであれば、合っていたという検証はできました。ですから、このやり方が違っているとは思いませんが、ただ、これには被保険者の減少率や、その他の変動値が除かれていますので、ここまでシミュレーションしながらやると更に議論が複雑化をして、何が何だかわからなくなるなどと思って、今回は固定してありますが、会長がおっしゃることはご尤もなので、やはり毎年、検証をしていって、税率も考えていくというのが、一見、稚拙なようでもありますが、いいのではないかなと思います。

久世会長

被保険者の減少分に限ったシミュレーションは合っていたのですか。

- 河合課長 被保険者の減少率自体は、国や県も割り振るために人数推計を出すので、だいたい合ってくると思います。
- 久世会長 県からの納付金の変動要素は、所得の減少分と他には。
- 河合課長 あとは医療費の増分です。自然増分が、やはりどこまでいっても当たらないものですから。
- 久世会長 その辺りの要素としては、「読み切れていなかった」というような評価でいいですか。
- 河合課長 そういうふうに考えています。それから、初年度ですので、我々の予算が多少膨らんでいたという点はあると思いますので、そういったところを全部削ぎ落としていくと、1年分、上げなくてもいいぐらいの率になったという。
- 久世会長 こういうシミュレーションが出ているけれど、下手すれば据え置いたら、また変わらないかも知れないですね。
- 岡委員 下のほうの4.8パーセント表で、基金を約7億使うという中で、今ある基金の金額というのは、どれぐらいか。
- 河合課長 そうですね、全部使ってしまうと8億円。6億円に抑えたいのですが、ただ、人が減っていくので、ここまで最後のほうは使わなくても済むと、なんとか6億何千万円にならないかなという期待も込めて、なんとかやっていけないかなというところを出しています。
- 岡委員 もう一つ確認したいのは、先ほど剰余金が75億のうち、来年度については25億を反映しているということですが、県のしくみで、剰余金が毎年発生、同じ金額が発生するかわかりませんが、発生するとした場合、例えば同じ金額だったら、来年度はそれが倍の50億、再来年度は75億が反映する予算建てになるということからいくと、僕は今年度、据え置いたのは、結果としては正解だったと思っています。仮に基金を導入する中でいうと、今、来年度も据え置いてもやるのではないかという声もありますが、そうでなくて、例えば来年度は事務局の提案のような形で上げたとしても、連続値上げでなくて、検証を含めて、再来年度は据え置きという可能性が非常に強く見えるなという気もするのですが、その辺りは事務局の見解はいかがですか。
- 河合課長 強く見えるかどうかは自信がありませんが、そういう可能性はゼロではないとは思っています。ただ、結局、最終地点はほぼ合っています。2回やりまして、少し下がっていますが、29年度から見れば3割ぐらい、最後は上げなければいけないのかなというのはあるので、その中で我々としては、最初に上げておくと、段々差は詰まってきますから後が楽ですし、皆さんも後が少ないほうがいいので、そういう方式をとりますが、そうかといって、過剰に上げるのもどうかと思いますので、繰り返しになりますが、毎年こういう議論をして「どうだろうね」と言いながら、上

げ幅を決めていたり、それが運良く「これなら1年据え置いてもやっていける」という感じが一致すれば、それもありかなとは思いますが。

久世会長

犬山市も10年前に増税をしました。医療費が高騰するからと言って。結果としては、非常にお金が余ってしまったので、段々取り過ぎた税金を返していこうということで、今、県下ではかなり安い部類の税金になっているという現状です。これが今、もしかしたら愛知県で起こりかねない状況だということですから、愛知県が取り過ぎた分、僕らの意思決定で、それが取り返せるとかといったら、さっきの説明では「できない」と。犬山市から代表者が入っていないところで決まって、ということだったので、僕としては、そこには非常に危機感を持っています。ですから、あまりそこで今、上げ過ぎていくということは、僕は市民の方に過重な負担をかけかねないな、というふうに思っているの、で、「上げる」ということに関しては、慎重に、慎重に考えたいなと、個人的には思っているところです。

河合課長

気持ちは一緒なので、そうなのですが、現状では明瞭に赤字だということは今回の決算ではわかりましたので、それを今ある基金と法定外というお話もありましたが、合法的な部分はもちろん繰入れをしていきたいと思いますが、その財源をもって運営をする中で、皆さんに急激な負担の変化が起こらないように、基金が無くなるまでになんとか正常な運営ができるようにしたいというのが、事務局の願いではあります。

久世会長

5パーセントという数字になっていますが、僕がさっきの説明の中で「おや」と思った部分は、所得別のところを見ると、結構な割で上がる場所もありますね。上昇率は、資料7のところの例えば一人世帯の500万円以上のところだと8パーセント以上とか。だから5パーセントではないわけです。均すと5パーセントだけれども。ある所得の部分の世帯の方によっては、8.5パーセントや8.6パーセントまで上がってしまっています。

河合課長

今、会長がおっしゃったように、「こういう世帯を切り取ってみたら1万円近く上がっているじゃないの。どういうこと」という話になりますが、まず一人世帯が世帯全体の6割を占め、かつ、一番上の「総所得金額が33万円」の段は、課税所得としてはゼロの方で一人世帯のうちの54.1パーセントを占めている。だから、こういう方たちは、ほとんど上がらないというか、ゼロです、全然上がらないので、そういう人たちも含めて均して5パーセントに上げるためには、その他の所得のある方はこのくらいの負担をしなければならないという意味あいになります。

久世会長

冷静に見ると、極端というか、半分以上がゼロなわけです。その残りの半分の方が負担をしているという制度なので、負担ゼロ以外の階層に目を向けないといけません。

河合課長

中間所得の方をやはり、下げたいこうとすると、先ほどの議論に戻りますが、ある程度、応益、均等割り部分とかも上げていかないと所得のある方ばかりが損をするのではないかというご意見もあろうかとは思いますが。もちろん、低所得の方は、生活も大変なので、救うべきという考えもおありにあると思いますので、これは丸山委員がおっしゃった通り、「立場」と。立場の立つ位置によってになります

ので、総額で5パーセント上げたいので、「こういういじり方をすると、こういう結果が出てしまいますよ」というご説明にしかならないです。

久世会長

今日、結論を決めるわけではないので、議論の整理が今日の段階ですが、他にご意見がありましたら。

丸山委員

すみません。先ほど事務局が言われたように、私は急激な増額は避けるべきだと思います。税率を上げていくのは仕方がないにしても、例えば応益の割合を変えて、そして増税もしてということになると一部の人もものすごく跳ね上がるところが出てくるというのは、避けたほうがいいと思いますので、増税をするタイミングで、応益応能の比率を変えるというのはできれば同時にやらないほうがいいのではないかとこの感じがします。あとは、同じ趣旨で、5パーセントをもし据え置いていったとして、本当にダメだった時にまた急激に上げなければいけないということも避けたいので、やはり少しずつ上げていくというようなことが一番いいのではないかと思いますので、僕は事務局の案がいいのではないかと思います。

久世会長

今の医療費の上昇分というのは、どれぐらいのパーセンテージですか。
医療費がこれだけ上がっているから、税率がこれだけ上がっても仕方がないですと説明できる数字があるということならわかりやすいので。

河合課長

変動値が大きいです。30年度は随分上がって、一人当たりの保険給付費の対前年度比で7.5パーセント上がっていますが、その前の年は、3.5パーセントで済んでいます。その前の年は減りました。オプチーボが安くなった年ですので、この時は、99.1パーセントで済みましたが、その前の年は、3.5パーセントぐらい上がっているというところです。

5年に均すと一人当たり4.5パーセントぐらいの上昇率ですので、もし、課税の金額が適正に達しても自然の医療費増は上げていかないといけないということが本来です。

久世会長

必要なデータなどがあれば、今のうちにおっしゃっていただいて、次回、決定ということにしたいと思います。

宮本委員

世帯の割合が何パーセントになっているので、世帯数はどれぐらいか。

河合課長

全体で1万世帯ぐらいですから、ほぼ率をかけていただくと世帯としては出てくると思います。

久世会長

では、ゼロ負担のところは5,400世帯ぐらい。

河合課長

そうです。この間、申し上げましたが、年金だと控除が大きいので、所得がゼロというのは、収入がゼロというわけではないですが、ただ、国民年金だけをもらって暮らしていらっしゃるような一人暮らしの方は、みんな非課税ですので、旦那様を亡くされて国民年金だけのような方ですと、みんな非課税でいらっしやいます。

- 岡委員 消費税が8パーセントから10パーセントになった影響というのは、とりわけ医療費等の影響というのは、どういうふうにあるのか。
- 桑原委員 10月に消費税引き上げに伴う診療報酬の改定がありました。
- 原委員 薬価も少し変わっていますが、全体的に下がっていて、薬局で支払う時に値段が下がる方が10月以降は多かったという感じではなかったかと。
- 河合課長 そんなに消費税の影響は出ないというふうでいいのかなと。
- 河合課長 来年が診療報酬改定の年度になって、今のところ本体は上がるが薬価は下がるという、これまでの状況を踏襲しそうな感じですね。
- 久世会長 よろしいですか。
- 岡委員 もう一つ。やはり、こだわるようですけれども、子どもの均等割りの減免。これはようやく山田市長が、県の市長会で「意見書を上げるべきだ」という発言をして、意見書を上げることになっていますね。
- 河合課長 はい。上げさせていただきました。
- 岡委員 そういう地元の自治体で何らかの形で国や県に言いながら、地元の自治体がやはり努力するということが、私は大事だということだというふうに思いますので、言うだけ言っておいて、地元の自治体が全然やっていないということはないようにしてほしい。
たとえ今の2割減免の600万円以上ぐらいのところ、何らかの形で区別をしなければいけないなど。たとえこの部分だけ、一般会計からでも繰入れを根拠付けて、増やしてもまだ県下の平均には程遠い。去年、一昨年議論では2,700万ぐらいの金額を入れて、ようやく県下平均の繰入れになると。
- 河合課長 一人当たり、うちは5,000円くらいですが、実際県下平均でいくと8,000円ぐらいあったので、その差額3,000円ぐらいを被保険者でかけると、今、おっしゃったぐらいの金額にはなった気がいたしますが。確か3,000円か4,000円くらい、まだ差があったので、5,000万ぐらいです。
今回の値上げ分ぐらいは出ますけれど。
- 久世会長 そういうことです。県下平均ぐらい入れると増税しなくても良くなるという。
- 河合課長 ただ、先ほどのようなところがあり、世間の趨勢はやはり下がってきていますので、その中で新たに手を挙げるのは非常に市としては恰好が悪い。
また、5,000万円上げるのは、最終目標ではありませんので、増税しなくてもよいというわけではありません。

- 久世会長 今までの議論を踏襲すると、僕らが今、入る前の国保運営協議会で、僕が委員会の時に聞いた、「収納率の割り戻し分」というのは、結論はどうなったのでしょうか。
- 河合課長 結論と言いますか、この間、お話をして、滞納分が遅れて入ってきますが、それと現年の収納率を足すと、今の課税を1年間でしようとする額とがほぼ一緒ですから、「収納率で割り戻しているから善良な人に全部被せているということにはならないですよ」ということに、多少不承不承ではありながら納得していただいたものと感じております。
- 久世会長 岡委員、よろしいですか。
- 岡委員 はい。
- 久世会長 では、特に持ち越している議論はないということですね。
- 河合課長 そこは一応、我々としては、良かったかと思っておりますが。
- 久世会長 では、皆さん、よろしいでしょうか。他に何か要求したいことなどありましたら。よろしいですか。次回はある程度、結論に近いところまでいきたいと思しますので、よろしくお願いします。
- では、12月の日程ですね。
- 河合課長 先回、2回分は決めさせていただきましたので、次回は19日の木曜日です。12月19日の木曜日、同じ1時半から203会議室でお願いをしたいと思います。
- 河合課長 今後の予定ですが、次回は、少なくとも答申案まで、少し会長や議員さんとも詰めさせていただきながら、何らかの答申案をたたき台としてもうお出しができるようにして、当初の皆さんの感覚では年内ギリギリまでには答申を出したいというご意向でしたので、最終週の真ん中辺り、市長が空いているところでお願いができればと思っています。それから最後に県の本算定が1月の中旬にしかわからなくて、現実にはこの時には答申も出ていますし、予算も決まっていますので、変えようがありませんが、初年度のように思惑が外れて「5,000万円あがりました」みたいなことも無きにしも非ずなので、そのご報告を。
- 久世会長 5,000万円上がってしまったけれども、結局余ったわけですね。ちょうど5,000万円ぐらい。
- 河合課長 清算分だったので、少し意味合いが違いますが、いつも言っている「前期高齢者の交付金」の清算をうちが29年度までにもらい過ぎていた分を「返しなさい」というものが納付金に反映されたということだったので、そこは今後あるわけではないですが、初年度だったので、そういうこともありました。一応、ご報告することと、答申を会長のほうから「こんな風でしたよ」ということで、逆に委員の皆さんにご報告いただけたらという機会を設けたいと思います。

- 河合課長 2月5日の水曜日はどうですか。
- 久世会長 2月5日の水曜日にご都合の悪い方、いらっしゃるでしょうか。大丈夫ですか。同じ時間で大丈夫でしょうか。
では、次々回ですが、2月の5日の水曜日、1時半ということで、よろしく願います。
では、本日の会議はこれをもって閉会としまして、事務局にお返しします。
- 河合課長 はい、ありがとうございました。
では、最後に部長から。
- 吉野部長 それでは、皆さん、今日も一日、ありがとうございました。「税率改定」という大変な審議をしていただかなければいけない中で、次回に答申案ができればいいなということで、今回はシミュレーションの中でも「5パーセントずつ均等に上げていったらどうか」という、あくまでも事務局案として出させていただきましたが、会長からもお話がありましたように1年間据え置いても、こんなような状況があり、「わからない」というものが正直なところですし、県のほうも剰余金が、今回初めてということもありますので、こういう形になりましたが、次年度以降は同じような形で残るのか、下手すると逆に足りなくなることもあるかも知れませんが、何とも言えませんが、その状況を見ながら、最終的には30パーセントには達しなくても、もう少し少ないパーセントにはなろうかと思いますが、そこに向けて、順番に上げていくような形は、できれば均等的に上げるような形が取れば一番いいかなと思いますが、実際には1年毎の結果を見ながら、皆さんに負担をかけるような形になりますが、「翌年度以降は、どうしていくか」ということをまたこの運協の中で、皆さんと協議して、決めていただければありがたいと思います。次回は大変な業務になろうかと思いますが、是非、また積極的なご意見をいただくように、よろしく願いたいと思います。本日はどうもありがとうございました

(閉会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

署名

署名
